

⑦ 「議事録の開示について」

支部長会で支部長にはお話しした通り、「情報公開規程」に則り手続きをしていたのであればいつでも開示いたします。

⑧ 「総会での質問について（その後の執行部の対応）」

総会後にも回答済みです。

⑨ 「不当懲戒乱発について」

報告書について全 33 ページとありますが、スライド 33 ページでございます。「報告書原本」は A4 サイズに文字がびっしりと詰まった 136 ページに及ぶものです。来館いただければ、お見せすると言ったにもかかわらず、誰一人も来館閲覧に応じた方はいませんでした。ご覧いただければ分かります。

また「改革委員会」からの報告もお手元に届いているかと思われませんが、報告書に記載通りの事実があったこと、また令和 4 年の週刊誌記事に対し、「事実無根」「潔白」を早期証明するように支部長会での要求、会員からの要望が多数挙がったにも関わらず、当時の執行部は善管注意義務を懈怠した事に問われた結果です。

以上、「TJK」の内容に対しての「事実」をご報告いたします。

最後に、現執行部は「会長が勝手に決めている」とか「三役会で決めている」との噂をお聞きしますが、前執行部が理事会で審議した議題の平均が「8,4」に対し、現執行部が理事会で審議してきた議題は平均「16,0」という結果が出ております。「理事会」を重視して理事者に審議していただいた証の結果が数字で表れております。